

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良県は、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

奈良県知事

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
②事務の概要	児童福祉法第27条第1項第3号、第27条第2項、第27条の2、第28条により、児童を小規模住居型児童養育事業者もしくは里親に委託し、または乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関に行政処分である措置により入所させる場合、同法第50条第7号から第7号の3までの規定により措置に要した費用は都道府県が支弁することとなっている。 同法第56条第2項の規定により、入所児童の扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収することができる。この費用徴収に必要な場合は、同法第56条第8項の規定により官公署に対して資料の提出を求めることができる。 被措置児童の扶養義務者等について生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報の提供を受け、負担能力の認定事務、及び費用の徴収事務を行う。
③システムの名称	こども家庭相談センター相談業務支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
保護者負担金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の7項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第9号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ、同条第8号へ、第30条第1号ハ、同条第3号ハ、第31条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第5号ロ及び同条第6号ロ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ及び同条第8号へ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
奈良県中央こども家庭相談センター 奈良県高田こども家庭相談センター	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課 児童虐待対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8605 FAX:0742-27-8605

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	情緒障害児短期治療施設 指定医療機関	児童心理治療施設 指定発達支援医療機関	事後	法令改正による語句修正 (その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告)
平成29年7月27日	I 基本情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第12条第1号イからロ まで、第30条第2号及び第31条第1号イからロ まで ※番号法第19条第7号 別表第二の116の項 に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第12条各号 ※番号法第19条第7号 別表第二の16の項 のうち、国民年金法による障害基礎年金の支給 に関する情報に係る主務省令は未制定	[提供側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第12条第1号イからロ まで、第30条第2号、第31条第1号イからロ まで及び第59条の2第1号チからヌまで ※番号法第19条第7号 別表第二の116の項 のうち、児童福祉法による障害児入所支援若し くは措置に関する情報又は障害者関係情報に 係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第12条各号	事後	根拠法令改正による修正 (法令等の改正による条項等 の形式的な変更であり重要な 変更に当たらないため事後に 報告)
平成29年7月27日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	こども家庭課長 小出 恒規	こども家庭課長 奥田 善之	事後	人事異動による修正 (その他の項目の変更であり 事前の提出・公表が義務付け られないため事後に報告)
平成31年3月8日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則の一部改正に伴う変 更
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	こども家庭課長 奥田 善之	こども家庭課長	事後	特定個人情報保護評価に関 する規則の一部改正に伴う変 更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課県政情報係	総務部法務文書課県政情報係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	奈良県健康福祉部こども・女性局こども家庭課 児童虐待対策係	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課 児童虐待対策係	事後	組織再編による修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	時点修正
平成31年3月8日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	時点修正
令和2年3月17日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	・番号法第9条第1項 別表第一の7項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第7条第6号	・番号法第9条第1項 別表第一の7項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令第7条第8号	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告
令和2年3月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、5 6の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条第1号イからロま で、第30条第2号、第31条第1号イからロま で及び第59条の2第1号チからヌまで ※番号法第19条第7号 別表第二の116の項 のうち、児童福祉法による障害児入所支援若し くは措置に関する情報又は障害者関係情報に 係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条各号	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、5 6の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条第1号から第2号 まで、第30条第3号、第31条第1号イからロ、 同条第2号ロ、第59条の2第1号ホおよびリ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第12条第1号から第2号 まで	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和2年3月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年12月31日	令和1年12月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号から第2号まで、第30条第3号、第31条第1号イからロ、同条第2号ロ、第59条の2第1号ホおよびリ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号から第2号まで	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ、同条第8号へ、第30条第3号、第31条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第5号ロ及び同条第6号ロ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ及び同条第8号へ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部法務文書課県政情報係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	総務部法務文書課県政情報公開係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8348 FAX:0742-27-1323	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日	令和3年1月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和3年3月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	奈良県福祉医療部こども・女性局こども家庭課 児童虐待対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8605 FAX:0742-27-8107	奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課 児童虐待対策係 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL:0742-27-8605 FAX:0742-27-8107	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の7項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第8号	・番号法第9条第1項 別表第一の7項 ・番号法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条第9号	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ、同条第8号へ、第30条第3号、第31条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第5号ロ及び同条第6号ロ [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ及び同条第8号へ	[提供側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項、56の2の項、57の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ、同条第8号へ、第30条第1号ハ、同条第3号ハ、第31条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第5号ロ及び同条第6号ロ [照会側] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号へ、同条第6号ホ及び同条第8号へ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和4年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日	令和4年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告
令和5年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日	令和5年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため事後に報告